

服部玩具株式会社に対する債権の譲渡について

平成16年12月22日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者に対する債権をスポンサーである株式会社タカラ（以下「タカラ」という。）に譲渡しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
服部玩具株式会社

2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成16年8月31日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年11月30日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

対象事業者はタカラと既に事業譲渡契約等を締結しており、平成17年2月に会社分割により事業の承継が行われる予定です。これに先立ち機構が買い取った債権をタカラに譲渡したものです。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本1,961百万円(*)の債権を、金融機関等から1,108百万円で買い取り、その債権全額を今回タカラに譲渡したものです。

* 買取決定時に公表した買取債権元本額との違いは、担保有価証券を売却し弁済に充てたこと等によるものです。

4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437